

所功博士著『天皇の歴史と法制を見直す』を読む

三輪 尚信

一、本書について

所功博士（以下「著者」）の新著（令和五年六月三〇日発行、藤原書店）、『天皇の歴史と法制を見直す』（以下「本書」）を手にした。本書は、本文二三八〇頁、付録三〇頁に及ぶ大著、浩瀚な一書である。目次は以下の通り。

- はじめに——天皇・皇室への関心
- 序「天皇」「皇室」とは何か
- 前篇 歴代天皇の継承と宮廷文化
 - 第一章 記紀「神話」の建国物語
 - 第二章 ヤマト朝廷の「マツリゴト」
 - 第三章 飛鳥・奈良時代の「女帝」

- 第四章 平安から幕末までの天皇
- 第五章 明治以降の天皇・皇后と皇族
- 第六章 近現代の主要な宮廷文化
- 後編 近現代の法制度に見る天皇
 - 第七章 明治の『皇室典範』と皇室令制
 - 第八章 戦後の憲法と新『皇室典範』
 - 第九章 皇室関連法の整備と典範改正論
 - 第十章 『皇室典範特例法』と「付帯決議」
- むすび——立憲君主制の長所
- あとがき——「天長地久」の願い
- 付録
 - I 歴代天皇の略系図
 - II 歴代天皇の略年譜
 - III 図表一覧
 - IV 人名索引
 - V 皇室関係の拙著一覧

前篇は、「歴代の天皇が皇位を継承されてきた実情と、その間に形成された『宮廷文化』の実像を概説」、後篇は、「その天皇・皇室を近現代法の中に規定してきた『皇室制度』の実態を概観」（序「天皇」「皇室」とは何か）されてゐる。

また、「見直す」という用語は、「史実・現実を再認識すると共に、その意義・真価を再発見することも意味」（はじめに——天皇・皇室への関心）し、著者の著述の目的と姿勢がこの用語に示されてゐる。

ここに描かれるのは、千数百年におよぶ、日本国における皇室の在り方の歴史・変遷、立憲制を継受して

以降、「近現代法」に規定されてきた皇室の在り方、さらに、先の大戦の敗北といふ大変を経て成立した現行憲法・現行皇室典範のもとでの現在の内実、その問題と課題におよぶといふ膨大な内容である。

現在直面してゐる法的・制度的における深刻な問題は、現行『皇室典範』が有する皇位継承に関する規定の構造的・根本的な欠陥であり、その速やかな克服は急務である。

このことについて、

このような状況を克服するにはどうすればよいのでしょうか。その重要な手懸かりは、千三百余年来の在り方と、百三十余年来の近代的な在り方を振り返ることによつて、本質的に受け継ぐべき事と、現実的に改め補うべき事とを考へてみることだと思われまふ。（序・一八頁）

と、根本的で重要な視点を示してゐる。正確な知見に基づかない考察や議論は不毛であり有害でもある。本書は、多彩な視点から、国家における皇室の位置を明らかにし、今、何を受け継ぎ、どのやうに改め補ふべきかについて、検討の前提となる、正確で豊富な知見



を提示してゐる。

この大冊の「帯」には、「皇室史の全体像に迫る最新作！」とのコピーがある。この表現、まことに真をついたものと共感し納得する。

さらに、「なるべく判り易いように語り口調で書きました（はじめに）」といふ著者の配慮はありがたい。いはば、網羅的な『読む皇室百科事典』であり、読者は、目次によつて、その時々に関心ある事項を取り出し読むこともできる便利な一書である。今ほど、皇室についての正確な情報・知識が求められる時はない。本書は、この時代の要請にこたへ、広く皇室理解と皇室問題解決のために大きな役割を果たすものである。

このやうに、多彩で豊富な内容の大著であれば、何名かの専門家の分担執筆によることが普通である。本書が、著者一人の書き下しであることに驚嘆する。それだけに、著者の学識・思想が、全篇を貫いて読み取れることは大きな魅力である。

また、本書は、著者が永年の研究で蓄積してきた、貴重な史・資料を豊富に提供してくれ、読者にとつてはこの上ない恩恵である。

二、著者の感想

しも特異な例とみなされず、むしろ必要があれば女帝を立て重祚も認める状況にありました。それゆえ、奈良時代にも女帝が続き、重祚も行われていますが、これまた他国では例をみません。（五三・四頁）

具体的には、「1 推古天皇の登場と聖徳太子の摂政」、「2 皇極ニ斉明と孝謙ニ称徳の重祚」、「3 持統女帝と元明・元正両帝の役割」、「4 新羅の三女王と唐の一女帝との比較」の四節で詳述される。

明治の『皇室典範』が、皇位継承資格を「男系の男子」に限るとし、典範の『義解』に「推古天皇以来、皇后、皇女即位の例なきに非ざるも……幼帝の歳長するを待ちて位を伝へたまはんとする権宜に外ならず」、「後世の模範と為すべからざるなり」としてゐる点について、

推古天皇も称徳天皇も、「幼帝の歳長するを待」つまでの単なる「権宜」（臨機の措置）ではありません。それゆえに、江戸時代まで皇位の継承者を「男系の男子」に限るような議論は、ほとんど見当たりません。（第七章 明治の『皇室典範』と皇室令 2 『皇室典範』の「皇位継承」原則、

本書の膨大な内容を詳述することは不可能だ。ここでは、次の三点にしばり、感想を記すことにする。

1 史上における、「女帝（女性天皇）」の存在について

わが国は、古代よりシナ・朝鮮などと密接な交流を持ち、東アジアの一角に国を成してきた。特にシナの影響は大きかつたけれども、それとは特立して独自の政治・文化を展開してきた。その一つが、女帝（女性天皇）の存在である。

本書第三章は、「飛鳥・奈良時代の『女帝』」と題されてゐる。その結論は、

この時期に関していえば、女帝は例外でも単なる中継ぎでもなく、飛鳥・奈良時代の政治も文化も、女帝を除いては成り立ちません。（四七頁）。

また、

飛鳥時代には、東アジア史上で初めての「女帝」が出現し、また一たん讓位してから再び皇位に即く「重祚」の初例も実現しています。それは必ず

（二四一頁）

と明快に論断される。

現今、『皇統護持』のためには、現行の『皇室典範』の改正が必須であるが、これを阻止して一歩も前進できないようにしてゐるのは、『男系男子原理主義』といふ一種のイデオロギーであるが、その論拠の一つが、この明治典範の『義解』の論理である。

本書の論証は、この硬直したイデオロギーの打破に絶大な意味を持つものである。

2 「天皇」の和訓「スメラミコト」

およそ変化のない歴史はない。歴史とは変化の集積である。大和の地方に、小さな王権が立ち上がったのを三世紀として、それから千七百年の長き歲月、皇室はこの国の中核に位置し続けた。

大化改新から律令制の確立による大政官政治、その変形としての摂関政治・院政、さらに、武家主導時代への移行と、わが国の政治体制は実にドラスティックな変貌を遂げた。その間、様々な政治勢力が興亡盛衰を繰り返した。しかるに、皇室はなほ国の中核の位置を保ち続けた。歴史学は、このことを容易に説明する

力を有してはゐない。しかし、その解明の手懸かりとなる視点・観点は幾つもあるだらう。

筆者が、本書から得た貴重な示唆は、漢字で「天皇」の「和訓」についての解説である。

『令義解』『令集解』によれば、「スメミマノミコト」(皇御孫命)とか「スメラミコト」と読むことになってゐるのであるが、

それでは、この「スメラミコト」とか「スベラギ」「スベロギ」という和語に、どういう意味があるのでしょうか。諸説を参考にして管見を申せば、「スメラミコト」は「澄める尊者(みこと)」であり、代々の天皇が神々を祭り人々の心を清めるということです。しかも、「スベロギ」ともいわれるのは、多くの人々を「統べ治める大君」だからです。つまり、この和語は、天皇が神々を祭り人々を治める格別に神聖な統治者であることを表現したものであると思われまふ。(序・一六頁)

と説明されてゐる。

すなはち、天皇は、「澄める尊者(みこと)」であつて、「統べ治める大君」でもある。その天皇のお立場

このように安土桃山時代の天皇は、天下統一を目指す武將たちに翻弄され、都合よく利用されたかみにみえます。しかし、信長が右大臣、秀吉が関白・太政大臣になつても、自ら天皇となるようなことはありませんでした。それは代々の天皇が皇胤(皇統子孫)としての伝統的な權威だけでなく、国風の王朝文化を体得し表現する至高の教養人としての信望を兼ね備えておられたからだと思われまふ。それが江戸時代の天皇に受け継がれ、ますます盛んになります。(二二一頁)

と例示してゐる。

皇室が、国史を貫いて国家の中核としての位置を保ち続けてきたのは、単なる伝統的「權威」のみによるのではなく、このやうな歴代の、厳しいご自戒・ご修養、常に穏和で抑制されたご姿勢によつて成る「徳」が、厳然として在り、それが犯しがたいものとして仰がれ、むしろ憧れとしてあつたからであることがわかる。

日本の君主制の特質の一つ、また日本国の特質は、皇室が「徳の源泉」、また「文化の源泉」として存在し続けたこと。そして、この「徳」と「文化」は、お

は、この国の「古伝」によれば、天津神の「言依さし」による。天皇のお祭りは、祖神への「かへりごと申す」最も重いお務めである。

この長い歲月、歴代の天皇は、その政治的位置の激しい変動の中にあつても、この「スメラミコト」としての根源のお立場を揺るがせにされたことはなかつた。本書は、それを丁寧に明らかにしてゐる。

例へば、南北朝の合体間もないころ、後花園天皇、および天皇の父君である伏見宮貞成親王のお姿を、

けれども、天皇と身近な方々は、スメラミコトにふさわしい資質を高め、役割を果たすことに務めておられます。(一〇七頁)

と、貞成親王のご教訓、後花園天皇の、寛正二年(一四六一)西日本大飢饉に際して將軍足利義政へのご教誡を紹介してゐる(一〇七頁)。さらに少し下つて、天文九年(一五四〇)全国的な飢饉に際して、後奈良天皇、「民の父母」のご自覚に基づく宸筆ご書写の「般若心経」ご祈願のこと(一〇八頁)等々。

また、「五 安土桃山時代と江戸時代の天皇」においては、

のづと宮中から流れ出、広く国民の間に流布し、皇室と国民がそれを共有し、ともに「徳の国」を目指してきたのだと、本書を読んでしみじみと感じるのである。

3 「安定的な皇位継承を確保するための課題」をめぐつて

平成二十九年(二〇一七)六月九日、平成の天皇のご譲位を実現するための法整備として、『天皇の退位等に関する皇室典範特例法』が成立した。この法案議決に先立ち、衆・参両院の関係委員会は、この法案に対する『附帯決議』を採択し政府に提出した。

それは三項目からなり、

「一」は、

政府は、安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について皇族方の御年齢からしても先延ばしすることはできない重要な課題であることに鑑み、本法施行後速やかに、皇族方の御事情等を踏まえ、全体として整合性が取れるよう検討を行い、その結果を、速やかに国会に報告すること。

「二」は、

「一」の報告を受けた場合においては、国会は、安定的な皇位継承を確保するための方策について『立法府の総意』が取りまとめられるよう検討を行うものとする。

「三」は、改元への「万全な配慮」を要望するものであった。

国会は、政府に対し「安定的な皇位継承を確保するための諸課題」と「女性宮家の創設等」について、「本法施行後速やかに」検討に取り組み、国会に報告することを促したのである。これは、国会として異例の「決議」である。この要請は、国会の与野党が、「皇族方の御年齢からしても先延ばしする事は出来ない重要な課題」とリアルな認識を共有していたから(二七七頁)のものである。

国会が、政府に、この『附帯決議』を提出し、「諸課題」に「速やかな」対応を求めることになった背景を確認しておこう。

皇族の、現在における構成の状況から見て、『皇室典範』が規定する「男系男子限定」での不安は大きい。そこで、平成十六年(二〇〇四)十二月二十七日、小泉純一郎内閣は、「皇室典範に関する有識者会議」を

設置、同会議は、翌年の十一月二十四日『報告書』を提出した。それは、

歴史を踏まえ将来を見すえて、皇位継承の資格を、男系の男子限定から「皇族女子」にも「女系」にも拡大すると共に、継承順位を「長子優先」とする、という基本原則の採用を初めて大胆に提言したもの(三五〇頁)

であったが、「これが発表されると、賛成し歓迎する人々の声よりも、反対し批判する人々の声が強くなり」(三五二頁)、また、秋篠宮家に悠仁親王が誕生され、『皇室典範』改正案の国会工程は見送られた。

この後、数年間、何の進展もなかったが、野田佳彦内閣(民主党)は、平成二十四年(二〇一二)二月から「皇室制度に関する有識者ヒアリング」を実施、十月五日、『皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理』を公表した。

この検討は、女性皇族が、「今後、一般男性との婚姻を機に、順次皇籍を離脱することにより、皇族数が減少し、そう遠くない将来において皇室が現在のような御活動を維持することが困難になる事態が懸念され

る」といふ「現状認識」を踏まえ、「国民の中で多様な意見のある皇位継承問題とは切り離し、緊急性の高い女性皇族の婚姻後の身分と皇室の御活動の維持という問題に絞って」なされ(『論点整理』2問題の所在)、「5具体的な方策」として、「(I)女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持することを可能にする案」と、「(II)女性皇族に皇籍離脱後も皇室の御活動を支援していただくことを可能にする案」を提示し、「国民の合意形成」を進めたいとした。

しかし、同年十二月二十六日、野田内閣は総辞職し、次の第二次安倍内閣は、これを無視し、一切硬直した状態に陥った。

先述の国会の『附帯決議』はこのやうな状況の下になされたのである。

平成の天皇の「退位の礼」は平成二十九年(二〇一七)四月三十日に、五月一日には今上天皇の「即位礼」が、翌令和二年(二〇一八)十一月八日、「立皇嗣礼」が実施された。

令和二年(二〇一九)九月十六日、安倍総理が辞任し、菅義偉内閣が成立。菅内閣は、翌令和三年(二〇二〇)三月十六日、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」に対する附帯決議」に関する有識者会議」を立ち上げ、

同会議は、十二月二十二日、『報告』をまとめた。

先述の通り、『附帯決議』が、政府に検討と国会への報告を求めたのは、①安定的な皇位継承と、②女性宮家の創設等の二点であったが、本『報告』では、『附帯決議』で示された課題は、皇位継承の問題と皇族数の減少の問題の二つ」とし。さらに「皇位継承の問題」について、「次世代の皇位継承者がいらつしゃる中で、その仕組みに大きな変更を加えることには十分慎重でなければ」ならないとし、

- イ、悠仁親王殿下のいらつしゃることを前提に、この皇位継承の流れをゆるがせにしている。
- ロ、悠仁親王殿下の次世代以降の皇位継承について具体的に議論するには現状は機が熟していない。
- ハ、悠仁親王殿下の次代以降の皇位継承については、将来において、悠仁親王殿下の御年齢や御結婚等をめぐる状況を踏まえたくて議論を深めていくべき。
- ニ、まずは、皇位継承の問題を切り離して皇族数の確保を図ることが喫緊の課題。

として、本題である「皇位継承の課題」の検討を封殺

し、検討課題を「皇族数確保の具体的方策」にスライドさせてしまったのである。

そして、「皇族数確保の具体的方策」について、次の三案を提示し、

- ① 内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持する。
- ② (皇族の) 養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とする。
- ③ 皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とする。

このうち③は、「国民の理解と支持がより困難」であるから、「①・②という二つの方策について今後、具体的な制度の検討を進めていくべきではないかと考え、「国会を始め各方面の検討に資することを期待する」と結論づけた。

これが、本稿執筆時(令和五年十月初旬)の現在地点である。間もなく始まるであらう、政府の取組・国会の議論も、この「報告」を起点として行はれるのであらうか。

著者は、皇位継承の「危ふい状況」について、逸早く警鐘を打った識者の一人であり、積極的にメディアにおいて改革の方向を示し、進んで論争をも交へ、啓発に努めてきた。また、政府の有識者会議などにおい

本質的に適切でないと思われまゝ。なぜなら、日本の皇室には古来「氏も姓もない」ことが他国の王室に類例のない特徴であり、「男系」も「女系」も含む「皇統に属する皇族」であることこそ最も重視すべき要件だからです。

いわゆる男系(父系)・女系(母系)の区別は、中国伝来の姓氏概念に基づいています。(中略)

しかし、日本では神武天皇以来、その子孫が皇位を継承され、王朝の交替がなく、その一系の王朝には氏姓がありません。(三八三・四頁)。

従つて、

皇位の継承者は、「皇統に属する皇族」であることが必須要件ですが、実際的には女性よりも男性皇族が相応しいとみなされてきたのであり、これは絶対的な原理でなく相対的な原則だ、といつてよいと存じます(三八六頁)。

との著者の見解と立場は、基本の基本として重要であり、「安定的な皇位継承を確保」を目指しての考察の出発点になるべきであらう。

て度々ヒアリングに応じ、その場その場で、提言を重ねてきた本問題の第一任者である。

本書においても、前述の複雑な過程を、「第九章 皇室関連法の整備と典範改正論」さらに「第十章 『皇室典範特例法』と『付帯決議』」において、根本的な資料を親切に構成してわかりやすく整理してくれ、また、それぞれのヒアリングにおいての著者の立場も明らかにされてゐる。

本書の発行日は六月三十日であるが、この月の九日は、天皇・皇后両陛下のご結婚記念日。今年は、ご結婚三十年、パール・ウェディングの慶賀の年である。本書は、この佳き日のために奉られた「賀詞」でもあらう。従つて、本問題については、慎重に調和的に淡々とその流れが叙述されてゐて論争的ではない。筆者も、ここでの「議論」は差し控へるべきだと思ふが、本書、「第十章 5 『皇統の皇族』による皇位の永続」に示された、

政府の有識者会議ですら、本命の「皇位継承」の議論を避けようとしているようにみえます。(中略)しかし、皇位継承を論ずる際に、ことさら「男系」を持ち出し、「男系」のみを絶対視するのは、

三、をはりに——国民の立場において……

初代宮内庁長官を務めた田島道治氏(在任昭和二三年六月―二八年二月)の記録が、『昭和天皇拜謁記』として刊行された(全七巻・岩波書店)。新憲法施行間もない時期、新時代の皇室の基礎を築くために懸命に心を砕く姿は強く心を打つものがある。その田島氏が深く憂へたことの一つは、「宮内庁の人材確保の困難」といふことであつた。これについて、『拜謁記』第四巻の解説者瀬畑源氏は、「現状においても、「政治家も国民も、天皇を象徴と仰いで敬意を示す人は多いが、皇位継承問題が深刻化しているにもかかわらず、火中の栗を拾つて皇室典範を改正しようとする人は少数に留まる」と指摘してゐる。これは、田島氏の、一般の尊敬は例なきほどであるが、実際に自分が皇室のために尽くすかは別のことであると分析してゐることを踏まえ、書かれてゐるが、重要な指摘であらう。

本書「あとがき」は「天長地久の願い」である。今、この「願ひ」の実現には、単なる敬仰・讚美に終はらず、常なる関心、さらに、事に依つては要路へ適時的適切な対応を求めざるほどの国民の熟識が肝要だと実感する。